

計画策定の趣旨

子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく健やかに育成できる環境を整備するため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に策定した「宮城県子どもの貧困対策計画」（平成28年度～令和2年度）の後継として次期5年間の計画を策定するもの。

計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

計画の位置付け

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づき、「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案の上、本県が実施する子どもの貧困対策について定めるもの。

基本理念

みやぎの子どもたちが、生まれ育った環境に左右されず、現在から将来にわたり、夢と希望を持って健やかに成長していくことができる地域社会の実現を目指します。

施策推進にあたっての基本方針

貧困の連鎖を断ち切るため、以下の3つの点を基本方針とし各種施策を推進します

- 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援
- 支援が届かない、届きにくい子ども・家庭への配慮
- 地域における取組の充実

持続可能な開発目標（SDGs）との関係

子どもの貧困対策は、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現を目指すSDGsの多くのゴールと関連していることから、子どもの貧困対策の推進に当たっては、SDGsを共通の目標とし、多様な主体と連携・協働し取組を促進していきます。

指標

本計画では、進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標として、以下の25項目を設定します。

子どもの貧困に関する指標		宮城県		（参考）全国		子どもの貧困に関する指標		宮城県		（参考）全国				
		数値	備考	数値	備考			数値	備考	数値	備考			
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.9%	H31.4.1	94.0%	H31.4.1	14	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給	小学校	88.6%	R元年度	73.7%			
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.3%	現在	4.3%	現在	15	給の実施状況	中学校	88.6%	R元年度	78.9%			
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	22.5%		36.1%		16	ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭	89.0%	H30.11.1	80.8%			
4	児童養護施設の子どもの進学率	中学校卒業後	100.0%	R元.5.1	96.2%	R元.5.1	17	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員	父子家庭	93.9%	現在	88.1%		
5		高等学校卒業後	29.2%	現在	28.3%	現在	18	ひとり親家庭の親の正職員の割合	母子家庭	45.3%	現在	44.4%		
6	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等）	73.8%	H30.11.1	81.7%	H28.11.1	19	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合	父子家庭	69.3%	H30.11.1	69.4%			
7	ひとり親家庭の子どもの進学率	中学校卒業後	97.3%	現在	95.9%	現在	20	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない世帯の割合	母子世帯	57.1%	H30.11.1	42.9%		
8		高等学校卒業後	56.4%		58.5%		21	「子どもの貧困対策計画」策定市町村数	父子世帯	21.9%	現在	20.8%		
9	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.5%	R元年度	1.4%	H30年度	22	子ども食堂の数	母子世帯	72.0%	現在	69.8%			
10	全世帯の子どもの高等学校中退者数	940人		48,594人		23		父子世帯	95.6%		90.2%			
11	スクールカウンセラーの配置率	小学校	100.0%	H30年度	67.6%	H30年度	県独自の指標				現況値	備考	目標値	備考
12		中学校	100.0%		89.0%		24		7市町村	R2.4.1現在		35市町村	R7年度末	
13	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で書類を配付している市町村の割合）	48.6%	R元年度	69.4%	H30年度	25		70箇所	R2.11現在		200箇所	R7年度末		

推進する施策と主な内容

主な課題

- 教育や保育に係る費用負担軽減
- 教育機会の均等
- 地域や学校との連携
- 支援を必要とする子どもの早期把握
- 高校中退防止

- 育児不安
- ひとり親・生活困窮世帯への支援
- 子どもの居場所づくり
- 支援体制強化
- コロナ禍による生活苦

- 子育て世帯の生活基盤の安定
- 家庭と仕事の両立支援

- 生活の安定

推進する施策

1 教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 学校を窓口とした総合的な対応
- 高等学校等における修学継続のための支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子どもへの支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等
- 東日本大震災被災児童等への支援
- その他の教育支援

2 生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
- 保護者の生活支援
- 子どもの生活支援
- 子どもの就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
- 支援体制の強化
- コロナ禍を踏まえた生活支援

3 保護者に対する就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

4 経済的支援

世帯の生活の安定が重要であることから、その下支えとなる児童扶養手当等の経済的支援を着実に実施していきます。

主な内容

- 家庭の経済状況に左右されない教育・保育環境の整備を推進する。
- 学校との連携を強化し、支援を必要とする子どもを早期に把握するとともに、必要な支援につなげる。
- 高等学校の中退を防止するため、高等学校における指導・相談体制の充実を図る。
- 家庭・地域・学校の連携及び協働を推進し、子どもの状況に配慮した学習支援を展開する。
- 東日本大震災で被災した児童及び家族に対する継続的な支援の実施
- 子どもの意見表明の機会を保障する。

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、子育てに対する心理的・経済的な負担を軽減する取組を推進する。
- ひとり親世帯や生活困窮世帯等に対し、生活相談や財政的支援などを一体的に展開する。
- 家でも学校でもなく、子ども自身が安心して利用できる居場所づくりを推進する。
- 複雑化する貧困問題に対応するため、自治体等における支援体制の強化を図る
- コロナ禍による心理的・経済的不安の解消

- 子育て世帯の生活基盤安定や経済的自立のため、親の学び直し支援や就労支援を実施する。
- 家庭と仕事が両立できる環境づくりや女性が働きやすい環境づくりを推進する。

- 養育費に対する理解を深めるため啓発活動を推進するとともに、確実な養育費確保のための施策を展開する。
- 児童扶養手当等の経済的支援を着実に実施する。